

## 令和2年度高知県保育所・幼稚園耐震診断事業費補助金交付要綱

第1条～第4条 (略)

第5条 補助金の交付目的を達成するために、設置者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) (略)

(2) 補助事業の内容及び経費の配分等の変更をしようとする場合は、事前に別記第4号様式による事業内容変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、各1通を提出して教育長の承認を受けなければならない。ただし、補助金額の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。

(3)～(10) (略)

第6条～第11条 (略)

## 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条、第7条第3項、第8条、第10条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

## 令和元年度高知県保育所・幼稚園耐震診断事業費補助金交付要綱

第1条～第4条 (略)

第5条 補助金の交付目的を達成するために、設置者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) (略)

(2) 補助事業の内容及び経費の配分等の変更をしようとする場合は、事前に別記第4号様式による事業内容変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、各1通を提出して教育長の承認を受けなければならない。ただし、事業費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。

(3)～(10) (略)

第6条～第11条 (略)

## 附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表1 (第3条関係)

設置者	補助対象範囲	補助限度額	補助率
市町村	昭和56年6月1日付けで施行された建築基準法施行令改正前の基準で建築された建物であって、市町村の策定した耐震化計画に基づき、国土交通省所管の「住宅・建築物安全ストック形成事業」による国庫補助金の交付を受けて耐震診断を実施する建物とする。 ただし、統廃合により園舎等として使用しなくなることが予定されている建物及び本事業による耐震診断の結果にかかわらず改築または、地震補強工事を行なう予定のある建物を除く。	(1) 建物の耐震診断に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は <u>1,570,000</u> 円を限度として加算することができる。 ア 延べ面積1,000㎡以内の部分は <u>3,670</u> 円/㎡以内 イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は <u>1,570</u> 円/㎡以内 ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分は <u>1,050</u> 円/㎡以内 (2) 建物の擁壁の耐震診断に要する費用 <u>31,500</u> 円/件以内	1 / 3 以内
民間保育所設置者 民間幼稚園設置者	昭和56年6月1日付けで施行された建築基準法施行令改正前の基準で建築された建物とする。 ただし、統廃合により園舎等として使用しなくなることが予定されている建物及び本事業による耐震診断の結果にかかわらず改築または、地震補強工事を行なう予定のある建物を除く。	(1) 建物の耐震診断に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は <u>1,570,000</u> 円を限度として加算することができる。 ア 延べ面積1,000㎡以内の部分は <u>3,670</u> 円/㎡以内 イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は <u>1,570</u> 円/㎡以内 ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分は <u>1,050</u> 円/㎡以内 (2) 建物の擁壁の耐震診断に要する費用 <u>31,500</u> 円/件以内	2 / 3 以内

別表2 (略)

別表3 (略)

別表1 (第3条関係)

設置者	補助対象範囲	補助限度額	補助率
市町村	昭和56年6月1日付けで施行された建築基準法施行令改正前の基準で建築された建物であって、市町村の策定した耐震化計画に基づき、国土交通省所管の「住宅・建築物安全ストック形成事業」による国庫補助金の交付を受けて耐震診断を実施する建物とする。 ただし、統廃合により園舎等として使用しなくなることが予定されている建物及び本事業による耐震診断の結果にかかわらず改築または、地震補強工事を行なう予定のある建物を除く。	(1) 建物の耐震診断に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 1,540,000円を限度として加算することができる。 ア 延べ面積1,000㎡以内の部分は 3,600円/㎡以内 イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は 1,540円/㎡以内 ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分は 1,030円/㎡以内 (2) 建物の擁壁の耐震診断に要する費用 30,900円/件以内	1 / 3 以内
民間保育所設置者 民間幼稚園設置者	昭和56年6月1日付けで施行された建築基準法施行令改正前の基準で建築された建物とする。 ただし、統廃合により園舎等として使用しなくなることが予定されている建物及び本事業による耐震診断の結果にかかわらず改築または、地震補強工事を行なう予定のある建物を除く。	(1) 建物の耐震診断に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は 1,540,000円を限度として加算することができる。 ア 延べ面積1,000㎡以内の部分は 3,600円/㎡以内 イ 延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は 1,540円/㎡以内 ウ 延べ面積2,000㎡を超える部分は 1,030円/㎡以内 (2) 建物の擁壁の耐震診断に要する費用 30,900円/件以内	2 / 3 以内

別表2 (略)

別表3 (略)